

今治市U I J ターン学生就職等応援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市内企業の人材確保に向けて、県外在住大学生等の市内企業への就職を促進するため、県外在住大学生等が就職活動を行う際に、愛媛県外の居住地から就職活動目的地までの移動等に要した経費に対し、予算の範囲内で交付する今治市U I J ターン学生就職等応援助成金（以下「助成金」という。）に関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外在住大学生等 愛媛県外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生であって、愛媛県外に在住する者をいう。
- (2) 市内企業 今治市内に就業場所となる事業所等を開設している企業（市外に本社を置く企業を含む。）をいう。ただし、国及び地方公共団体は該当しない。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場等であって、事業活動が行われている場所をいう。
- (4) 就職活動 市長が認める活動であって、交付申請年度の4月1日から3月27日までに実施された次に掲げるものをいう。
 - ア 今治市が主催する合同企業説明会及びそれらに類する就職希望者向けイベント（開催地は愛媛県内に限る。）
 - イ 今治市内で開催され、市内企業が参加する合同企業説明会、合同企業見学会又は合同就職面接会及びそれらに類する就職希望者向けイベント
 - ウ 市内企業が市内で実施するインターンシップ（実施期間は問わない。）、就職面接会又は採用試験（国及び地方公共団体が単独で実施する場合は対象外とする。）
- (5) 他の用務 就職活動、愛媛県内市町への帰省及び愛媛県内他市町で実施される就職活動に相当する活動を除く活動をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本助成金の目的に合致する県外在住大学生等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就職活動に参加する者
- (2) 一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構が実施する愛媛県の県外学生Uターン就職等応援事業について、以下のいずれかに該当する者

- ア 県外学生Uターン就職等応援事業による交通費補助金の交付を受けている者
- イ 県外学生Uターン就職等応援事業の予算額に達したため補助金の交付が受けられなかった者
- ウ 県外学生Uターン就職等応援事業の利用回数を超過したため補助金の交付が受けられなかった者
- エ 県外学生Uターン就職等応援事業の申請期限外の就職活動のため補助金の交付が受けられなかった者
- オ 本助成金の助成対象経費に該当するが、県外学生Uターン就職等応援事業の補助対象経費に該当しないため、補助金の交付が受けられない経費のみを申請する者

(3) 今治市U I J ターン学生就職等応援助成金事前登録フォームに登録する者

(4) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（助成金額）

第5条 助成金額は、別表のとおりとする。

2 助成金は、予算の範囲内で交付することとし、交付申請の受付順とする。

（交付申請）

第6条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、今治市U I J ターン学生就職等応援助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、就職活動が実施された日の属する年度の3月29日（土日の場合は、翌月曜日）までに市長に申請しなければならない。

(1) 交付申請額積算表（別記様式第1号別紙1）

(2) 就職活動参加証明書（別記様式第1号別紙2）

(3) 助成対象経費が確認できる書類（交付申請者の氏名が明記された領収書等）

(4) 申請者名義の振込口座の通帳の写し（口座番号・口座名義のわかるものでも可）

(5) 学生証の写し又は大学等に在籍していることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一助成対象者につき、1年度中2回までとする。

3 第1項の規定による申請は、1度の県外の居住地から就職活動目的地までの往復移動に対して1回だけとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、助成金の交付をもって、当該助成金の決定を通知したものとみなし、助成金を不交付と決定したときは、今治市U I J ターン学生就職等応援助成金不交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（助成金の返還）

第8条 助成金の交付を受けた者のうち、申請内容に誤りがあったとき又は偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	<p>県外在住大学生等が、就職活動のために、次の各号に基づき算定した交通費及び愛媛県内での宿泊費。</p> <p>(1) 第2号及び第4号に該当する場合を除き、県外の居住地から就職活動目的地までの間（愛媛県内での宿泊を伴う場合は、宿泊地を経由する経路を含む。また、以下同じ。）を合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費</p> <p>(2) 愛媛県内他市町への帰省又は愛媛県内他市町で実施される就職活動に相当する活動のため、愛媛県内他市町を経由する場合は、当該帰省又は就職活動に相当する活動の目的地を経由地を含めた県外の居住地から就職活動目的地までの間を往復移動する際に要した経費</p> <p>(3) 交通費は、鉄道（グリーン料金を除く。）、バス、タクシー等（市内に限る。）、レンタサイクル（市内に限る。）、航空機又は船舶での移動に要した経費かつ国内移動に要した経費に限る。ただし、プレミアムシート等客観的に高額と考えられる部分の料金は除く。また、船舶での移動の際に自家用車、二輪車等の移動手段を乗船させた場合の車両運賃は対象外とする。</p> <p>(4) 県外の居住地から就職活動目的地までの間を往復移動する行程において、往路又は復路のどちらかが他の用務のために他市区町村を経由する場合は、当該他市区町村の鉄道、バス、航空機又は船舶の乗降場を、往路の出発地又は復路の目的地とした経路で移動する際に要した経費とする。また、複数の他の用務のために、複数の他市区町村を経由する場合は、今治市に到達する直前の他の用務地又は今治市から離れた直後の他の用務地の鉄道、バス、航空機又は船舶の乗降場を、往路の出発地又は復路の目的地とした経路で移動する際に要した経費とする。ただし、県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で往復移動する際に要する経費と比較し、安価な方の経費とする。なお、他の用務のため、往路及び復路ともに県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で移動しなかった場合の交通費は対象外とする。</p> <p>(5) 前号ただし書中の「県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で往復移動する際に要する経費」は、交付申請後に当該助成金事業担当課において、把握できる範囲での参考価格等を基に算定した額とする。</p>
------	--

- (6) 第2号かつ第4号に該当する場合は、第2号の帰省又は就職活動に相当する活動の目的地を経由地を含めた経路でもって第4号に基づき算定する経費とする。
- (7) 対象となる交通費は、就職活動の実施年度に属する3月29日までの移動かつ同年度内の3月29日までに支払い終えた交通費に限る。
- (8) 往路において、申請する県外の居住地を出発する日付と出発後最短の就職活動の日付が30日を超えて離れている場合、往路の交通費は対象外とする。また、復路において、申請する最も遅い就職活動の日付と県外の居住地へ向け今治市を出発する日付が30日を超えて離れている場合、復路の交通費は対象外とする。
- (9) 対象となる宿泊地は、愛媛県内に限る。ただし、宿泊地と同じ市町に居住する県外在住大学生等の宿泊費は認めない。
- (10) 宿泊費は、食事代を含まない金額とする。食事代を含んだ宿泊をした場合において、証拠書類で内訳が確認できない場合、朝食は1,500円、夕食は3,000円を差し引いた金額を宿泊費とする。
- (11) 申請する移動及び宿泊が、参加した就職活動の時期及び内容等に照らし適切でないと判断される場合は対象外とする。
- (12) 宿泊料を受けて人を宿泊させる業の許認可を受けて営む宿泊施設を除く施設での宿泊費は対象外とする。
- (13) 対象とする宿泊は、1の就職活動に対し前後日1回ずつとする。ただし、同一日付に複数の就職活動に参加する場合は「1の就職活動」と考える。また、「1の就職活動」が数日にわたって実施される場合は、その期間の宿泊も対象とする。
- (14) 移動と宿泊が一体となっている旅行商品の購入の場合において、証拠書類で内訳が確認できない場合、当該購入費のうち、宿泊費の対象経費を6,000円に宿泊数を乗じて得た金額とし、6,000円に宿泊数を乗じて得た金額を除いた金額を交通費の対象経費とする。
- (15) 旅行会社等へ旅券を依頼した場合の手数料は対象外とする。
- (16) 旅行行程の変更等に伴うキャンセル料及びそれに相当する経費は対象外とする。
- (17) 旅客運賃に含まれない数量、サイズ又は種類の荷物等に対し、別途手荷物料金等が発生した場合の経費は対象外とする。

	<p>(18) 県外学生Uターン就職等応援事業の交通費補助金の交付を受けている場合は、当該補助額を交通費から控除した額を対象経費とする。</p> <p>(19) 県外学生Uターン就職等応援事業を除き、企業、大学等、国、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の助成金等の交付を受けている場合は、当該助成金等の額を控除する。ただし、当該助成金等の目的が交通費としての交付の場合には、交通費から控除し、宿泊費としての交付の場合には、宿泊費から控除した額を対象経費とする。そして、助成金等の額が控除前の交通費又は宿泊費を超える場合は、超える部分の額を当該助成金等が目的としていない交通費又は宿泊費から控除する。また、当該助成金等の目的が交通費又は宿泊費かどうかは明確でない場合は、第1に交通費から控除し、余りが出る場合は、第2に宿泊費から控除する。</p> <p>(20) 第18号及び第19号の両方に該当する場合、第1に第18号に基づき算定し、第2に第19号に基づき算定する。</p>
<p>助成金額</p>	<p>対象経費のうち、市長が必要と認める額（交通費の合計及び宿泊費の合計それぞれの額の百円未満を端数切捨）</p> <p>ただし、1度の交付申請につき、交通費として上限20,000円、宿泊費として上限10,000円、合計上限30,000円</p> <p>また、上記対象経費が第4号ただし書に該当する場合は、市長が適当と判断する費用の額とする。</p>